

入札心得

- 1 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの額）を入札書に記載しなければならない。
- 2 入札の方法、入札の無効の要件及びその他入札並びに工事の施行についての必要な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 入札書の宛名は法人理事長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
 - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱う。
 - ア 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合は委任状の提出を必要としない。
 - イ 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書投函前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
 - (3) 入札執行回数は、3回以内とする。予定価格を事前公表した場合は1回とする。
 - (4) 開札は、入札場所において、事前に設定した開札予定日時後速やかに行うものとする。
 - (5) 価格競争入札において落札者となる額の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - エ 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - カ 金額を訂正した入札をしたとき。
 - キ 記名、押印を欠く入札をしたとき。
 - ク 届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する資料において

申請したとき。

ケ 技術資料の内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないとき。

コ 入札書における誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。

サ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(7) 次のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

ア 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。

イ 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しないとき。

ウ その他入札の執行を妨げたとき。

(8) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(9) 入札の辞退及び参加資格喪失に関する取扱いは、次のとおりとする。

ア 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、入札書を提出するまで又は入札書受付締切日時のいずれか早い時点までに、入札辞退届を提出することによって入札参加を辞退することができることとします（入札書提出以降は、原則として入札参加を辞退することはできません。）。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加・指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

また、入札辞退届の提出は、書面を持参又は郵送により提出してください。

イ 競争参加資格事前条件の確認を受けた者は、アによる入札を辞退することができる期限以降、落札決定まで間に、競争参加資格条件を満たさなくなったときは、速やかに参加資格喪失届に理由を記載のうえ、その理由を証する書面等を添えて提出しなければなりません。

なお、緊急を要する場合は、電話等（受付は、午前9時から午後5時までとします（休日を除く。））により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければなりません。

(10) 入札辞退届又は参加資格喪失届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがある。

(11) 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、入札時に配置予定技術者の届出を求めているか求めていないかを問わず、配置予定技術者について、他工事への配置予定等を制限するものとする。他の工事の入札において、本工事の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定して入札に参加する場合で、当該入札が本工事の開札時刻以降に行われるときは、当該工事について入札辞退等の手続き

を行わなければならない。

- (12) 入札に際して工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札書については無効とする。工事費内訳書には、数量、単価、金額等を記載しなければならない。なお、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とする。

ア 工事費内訳書を提出しないとき。

イ 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき。

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき。

※注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなす。

エ 記載すべき項目が欠けているとき。

※注 記載すべき項目には、工事名・会社名・代表者名を含む。

オ その他不備があるとき。

カ 工事費内訳書の差替又は再提出は認めず、返却は行わない。

- (13) 建設業者は、その請負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第3項及び同法施行令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。

- (14) 共同企業体が入札する場合は、入札書を構成員全員の連名で記載し押印しなければならない。共同企業体の代表者名で入札する場合は、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出しなければならない。

- (15) 入札の際に次のア及びイによる納税確認書及び納税証明書の写しを提出しなければならない。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から6か月以内に発行されたものに限る。

なお、提出時において、県税又は地方消費税に未納があったことが確実な場合は、入札参加がなかったものとして当該事業者の入札は無効とする。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）

(イ) 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）（有料）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) 所管県税事務所が発行するすべての県税の納税確認書（無料）

※県内に営業所を有する場合のみ

(イ) 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のないこと用）（有料）

- (16) 建設工事で専任を要する主任技術者等については、次の基準日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。ただし、合併、営業

譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合や、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

ア 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求める場合は、参加申請受付の最終日

イ 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求めない場合は、契約日

(17) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は不正・不誠実な行為とみなす。

ア 入札参加者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ったとき。

イ 入札参加者が、入札において、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術提案書、又は入札意思について相談したことが認められたとき。

ウ 入札参加者が、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術提案書を意図的に開示したことが認められたとき。

エ 予定価格を超えた応札をしたとき。

オ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないとき。

カ (9)ア又は(9)イで届けた理由又は内容が、虚偽若しくは著しく事実と反すると認められるとき。

(18) 入札談合に関する情報があった場合、又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合は、原則として、落札決定を保留する。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがある。

(19) 工事契約において、落札決定後、落札者に会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとする。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定又は契約の締結保留、落札決定を取り消すことがある。

(20) 入札心得に定める規定により、落札決定、仮契約又は契約を保留、取り消し、又は解除した場合は、法人は一切の損害賠償の責を負わない。

(21) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭などでは受け付けない。

(22) 一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとする。また、くじ引きについても同様とする。

3 契約書作成の要否

要

- 4 当該入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- 5 入札をした者は、入札後において、この入札心得及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。